

重要なお知らせ

【令和6年9月21日の能登半島の豪雨に伴う災害による被災者対象】

入学料・授業料免除について

令和6年9月21日の低気圧と前線による大雨に伴い被害に遭われた方々につきましては、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの災害で、直接的・間接的な影響を受けて家計が急変した世帯の学生を対象として、審査の上、被災状況に応じて令和6年度における入学料及び後期授業料の減免を実施します。入学料免除は令和6年度10月入学者のみ申請可能です。申請を希望する学生は、所定の期日までに必要書類を添えて下記担当に提出してください。

1. 令和6年度10月入学料免除(令和6年9月21日大雨に伴う被災者)新入生対象

(1)対象となる者

令和6年度10月に入学した本学学生(非正規学生を除く。)のうち、以下の①又は②のいずれかに該当する者。

- ① 学生本人又は学資負担者の居住する家屋が損壊(半壊以上、又は床上以上浸水)した場合。
* 独立生計者は持ち家の場合のみ対象とする。
- ② 学資負担者が死亡又は行方不明になった場合。

(2)入学料免除の額

上記対象者の要件を満たす場合において、全額免除又は一部免除が適用されます。

(3)提出書類

本学ウェブサイト(トップページ→教育・学生支援→経済的支援→授業料・入学料免除)より申請書類をダウンロードし、「入学料免除願」、「入学料納付猶予願」及び「家庭調書」のほかに、以下に該当の書類を添付して提出してください。

被災等の理由	提出書類	備考
家屋の損壊 (半壊以上、又は床上以上浸水)	・罹災証明書 市町村長が発行したもの	該当する書類の写しを提出してください。
学資負担者の死亡、又は 行方不明	・戸籍謄本又は抄本、もしくは住民票除票(死亡日記載) ・行方不明が認定されたことが証明・確認できる書類	
その他	・申請書類確認後に、別途証明書等を指示することがあります。	

(4)提出期限

令和6年10月18日(金)

(添付書類が間に合わない場合は、事前に相談してください。)

2. 令和6年9月21日の能登半島の豪雨に伴う災害による被災者対象の令和6年度後期授業料免除

(1) 対象となる者

令和6年度後期に在学する本学学生(非正規学生を除く。)で、以下の①又は②のいずれかに該当する者。

- ① 学生本人又は学資負担者の居住する家屋が損壊(半壊以上、又は床上以上浸水)した場合。
* 独立生計者は持ち家の場合のみ対象とする。
- ② 学資負担者が死亡又は行方不明になった場合。

(2) 授業料免除の額

上記対象者の要件を満たす場合において、全額免除又は一部免除が適用されます。

(3) 提出書類

本学ウェブサイト(トップページ→教育・学生支援→経済的支援→授業料・入学料免除)より申請書類をダウンロードし、「授業料免除願」及び「家庭調書」のほかに、以下に該当の書類を添付して提出してください。

被災等の理由	提出書類	備考
家屋の損壊 (半壊以上、又は床上以上浸水)	・罹災証明書 市町村長が発行したもの	該当する書類の 写しを提出してく ださい。
学資負担者の死亡、又は 行方不明	・戸籍謄本又は抄本、もしくは住民票除票(死亡日記載) ・行方不明が認定されたことが証明・確認できる書類	
その他	・申請書類確認後に、別途証明書等を指示することがあります。	

(4) 提出期限

令和6年10月18日(金) (添付書類が間に合わない場合は、事前に相談してください。)

※修業年限を超えて在学する者も申請可能です。

《免除担当》
提出先(郵送先)
〒930-8555 富山市五福3190番地
富山大学学務部学生支援課(五福キャンパス)
※申請書類を郵送する場合は、特定記録郵便を利用してください。

連絡先(問合せ)
TEL: 076-445-6087
FAX: 076-445-6092